

調達管理番号：19a01331

国名：ミャンマー

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：ミャンマー国イエジン農業大学能力向上プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年5月中旬から2020年7月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.65M/M、現地 0.63M/M、合計 1.28M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
7日	19日	6日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月8日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年4月21日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ミャンマー／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ミャンマー連邦共和国（以下、ミャンマー）では、農業が産業の柱であり、就業人口の約6割が農業分野に従事していることから、農業は特に重要分野である。1962年の軍事政権設立以降、「ビルマ式社会主義」と呼ばれる独自の社会主義体制下での農業政策において、農地国有制、供出制及び計画栽培制が導入された影響から、農業は停滞・疲弊し、戦前の世界最大のコメ輸出国としての地位も凋落して久しいが、その開発ポテンシャルは非常に高い。

2011年3月に発足した現政権は、農業及び関連産業を経済開発の最重点分野とし、農業畜産灌漑省（以下、MOALI）（案件形成当時名称は「農業灌漑省」）は、ミャンマーの農業セクターの長期開発計画である「農業セクター20ヵ年開発計画（2011/12-2030/31）」において「品質の改善及び生産拡大のため、農産物の研究・開発活動を奨励する」ことを主要政策の1つに掲げ、農業技術の普及、農産物の品質向上及び収穫量増加に向け、農業振興に取り組んでおり、農業生産性向上のみならず、ミャンマーの多様な農業環境条件に応じた栽培技術及び市場価値の高い高品質な農産品やその加工品の開発を通じた国内市場及び輸出市場の開拓を推進している。また、農業分野の開発計画である「農業セクター第5次5ヵ年計画（2011/12-2015/16）」でも、農業技術者の育成及び持続的農業開発が重要な課題として掲げられている。

ミャンマー唯一の農業高等教育機関であるイエジン農業大学（以下、YAU）はMOALI及び民間セクターの農業技術者、普及員及び研究員の育成機関となっているが、農業の現場である農家及び消費者のニーズに応じていくためには、より広範な知見の蓄積とともに、農業生産現場で確実に普及できる技術開発のための研究が必要である。加えて、YAUの教員らにおいては、より農業現場のニーズを踏まえた実践的教育研究指導の経験が必要であるが、これには施設及び機材の不足がこれまで大きな制約となっていたため、それらが無償資金協力「農業人材育成機関強化計画（2012-2015）」により整備され、人材育成が加速することが期待され、技術協力プロジェクト「ミャンマー国イエジン農業大学能力向上プロジェクト」（以下、本プロジェクト）がミャンマー政府より要請された。

本プロジェクトは、無償資金協力との連携を図りながら、YAUの農業関連13学科（農学科、植物育種・生理・生態学科、土壌・水科学科、昆虫・動物学科、植物病理学科、園芸・農業生物工学科、農業経済学科、畜産学科、農業工学科、農業普及、バイオテクノロジー、食品科学及び微生物）において、①教育・研究を推進するための組織運営体制の改善、②カリキュラム及び教員の教授能力の改善、③教員の研究能力の改善を行うことにより、実践志向型の研究を推進する教育・研究基盤の強化を図り、

もって質の高い農業分野人材の輩出を目的とし、YAU をカウンターパート機関として、2015 年 11 月～2020 年 11 月の予定で実施されている。これまでにチーフアドバイザー／大学運営、業務調整／教育強化、農業研究／授業改善の長期専門家 3 名と、年間約 10 名の短期専門家を派遣している。

今回実施する終了時評価調査は、2020 年 11 月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果、課題をプロジェクトチーム、ミャンマー側関係者とともに評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導く。さらに、終了時評価に関連する調査と並行して、今後の協力に係る詳細計画（案）策定に向けた情報収集、協議、検討を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。また、左記調査と並行して、今後の協力に係る詳細計画（案）策定に向けて、関連する周辺情報を収集し、本プロジェクトの終了時評価の結果や提言を踏まえた上で、次期協力の方向性や事業の目標の設定、妥当性の確認、投入、活動、事業スケジュール等を取りまとめた上で、プロジェクトの計画案および PDM 案の作成を支援する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2020 年 5 月中旬～5 月下旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関（YAU）、その他ミャンマー側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を提案する。
- ④後継プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案（英文）、PO (Plan of Operations) 案（英文）を検討する。
- ⑤各種調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2020 年 5 月下旬～6 月上旬）

- ①JICA ミャンマー事務所等との打合せに参加する。
- ②合同評価者を含むプロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ミャンマー側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実

- 施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
 - ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びミャンマー側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。
 - ⑥調査結果や他団員及びミャンマー側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
 - ⑦評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
 - ⑧後継案件の実施を検討する場合は、追加的に必要な機関・関係者との面談を通じ、必要な情報を収集する。
 - ⑨今後の協力に関する計画案及び PDM 案の作成を支援する。
 - ⑩協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
 - ⑪現地調査結果の JICA ミャンマー事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間（2020年6月上旬～6月中旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③担当分野の終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成し、全体の取り纏めを支援する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

次の①～③を2020年6月26日までに電子データをもって提出すること。

- ① 評価報告書（英文）
- ② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
- ③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒バンコク⇒ネピドー⇒バンコク⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2020年5月24日～2020年6月11日を予定しています。

本業務従事者は、JICA調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 大学教育/農業研究 (JICA)
- エ) 大学運営 (JICA)
- オ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAミャンマー事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上
英語⇄ミャンマー語の通訳を提供 (必要に応じて)
- オ) 現地日程のアレンジ
JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム (TEL:03-5226-8419) にて配布します。
 - ・ 中間レビュー調査団報告書
 - ・ 第1回～第7回プロジェクトモニタリングシート
 - ・ PDM (最新版)
- ②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・ 事前評価表
(https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_1300629_1_s.pdf)
- ③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
 - イ) 提供依頼メール:

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況やミャンマー政府側の対応次第で渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定致します。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上